

一般乗合旅客自動車運送事業者に対し輸送施設の使用停止命令を発しました。

令和6年11月12日に東北運輸局秋田運輸支局が下記の一般乗合旅客自動車運送事業者に対し監査を実施しました。

監査の結果、道路運送法及び関係法令に違反している事実が認められたため、東北運輸局長は輸送施設の使用停止命令を発しましたのでお知らせします。

なお、命令書等の交付については、本日、当運輸支局において行いました。

記

1. 行政処分等対象事業者及び営業所

事業者：株式会社 十和田タクシー 代表取締役 中嶋 吉博
(法人番号：7410003001550)
秋田県鹿角市十和田毛馬内字毛馬内23番地3号

営業所：本社営業所
秋田県鹿角市十和田毛馬内字毛馬内23番地3号

2. 行政処分等年月日 令和7年5月29日

3. 行政処分等の概要

(1) 文書警告

(2) 事業用自動車の使用停止処分（20日車）

令和7年6月13日から令和7年7月2日まで（1両×20日）

4. 違反の概要

(1) 運行基準図の作成義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第27条第1項)

(2) 運転者に対する指導監督義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)

(3) 重傷事故惹起運転者に対する特別な指導義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)

以上

《問い合わせ先》

東北運輸局 秋田運輸支局 輸送・監査部門
担当：鈴木、佐藤

TEL：018-863-5811

音声ガイダンス3番